変わります。

10 % に統

住民税の税率が

- 7.

から地方へ税源

ん。 原則個人の税負担は変わりませ の最低税率の引き下げなどにより から住民税は増えますが、 われます。 県民税)へ3兆円の税源移譲が行 の所得税から地方の住民税(市 なサービスを提供できるよう、 確保し、 地方公共団体が自主的に財源を 住民により身近で効率的 これに伴い平成19年度 玉

> 控除)を控除したものです。 常の総収入)から一定の額((所得

住民税と所得税の合計負担 は変わりません

税源移譲に伴う住民税と所得税

移譲前 移譲後 4段階 6段階 個々の納税者の 負担合計額は同じ 40 % 33 30 13% 23 % 20 % 10% 10%比例税率 20 % 10% 5% 6% (市区町村民税) 10 % 10 % 8% 3% 5 % 4% (都道府県民税) 3% 所得税 住民税 所得税 住民税 2%

所得税の税率構造が改正されます

%

市民税6%)に統一され、

住民税の税率が10%(県民税

(別表①参照)。

の人は住民税が約2倍に 課税所得が200万円以下

(所得税は半額になります)

税率が10%に統一されることか

方

別表②

※課税所得とは、

総所得金額

通

別表①

得税は約半額になります。

となります。一方で、19年分の所

19年度は約2倍の住民税額

年度と同じ200万円以下であっ ら平成19年度の課税所得金額が18

モデルケース

●独身者の場合(年額)

給与収入	税源移譲前(単位:円)			
柏 子 拟人	所得税	住民税	合計	
300万円	124,000	64,500	188,500	
500万円	258,000	163,000	421,000	
700万円	474,000	307,000	781,000	
1,000万円	966,000	553,000	1,519,000	

●夫婦+子ども2人の場合(年額)

∞ 上 □ □ □	税源移譲前(単位:円)			
給与収入	所得税	住民税	合計	
300万円	0	9,000	9,000	
500万円	119,000	76,000	195,000	7
700万円	263,000	196,000	459,000	
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000	

※子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。 ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

	税源移譲後(単位:円)				負担
	所得税	住民税	合計		増減額
	62,000	126,500	188,500		0円
١	160,500	260,500	421,000	=	0円
ĺ	376,500	404,500	781,000		0円
ĺ	868,500	650,500	1,519,000		0円

	税源科		É		
	所得税	住民税	合計		増
	0	9,000	9,000		(
٠	59,500	135,500	195,000	=	(
	165,500	293,500	459,000		(
	590,500	539,500	1,130,000		(

税源科	税源移譲後(単位:円)			負担
所得税	住民税	合計		増減額
0	9,000	9,000		0円
59,500	135,500	195,000	=	0円
165,500	293,500	459,000		0円
590,500	539,500	1,130,000		0円

٨ の税率の改正は、 増加を求めるものではありませ 皆さんに税負担

住民税の最低税率を引き上げる 所得税の最低税率を引き下

げるほ で、 ようになっています(別表②参 得税の合計額は、 税源移譲の前後で住民税と か、 所要の調整を行います 極力変わらな



率を5%から10%に引き上げた場 得税よりも多くなり、住民税の税 や配偶者控除などの人的控除額 的控除の差額を調整~ 人金額でも住民税の課税所得は所 ~基礎控除・配偶者控除などの人 に差があります。従って、同じ収 住民税と所得税では、 基礎控除

けでは税負担が増えてしまうこと

所得税の税率を引き下げただ

になります。

そこで、個々の納税者の税負扣

別表③

調整控除(平成19年度分住民税から適用)

所得税より住民税の方が、基礎控除や扶養控除などの人的 控除額が低く定められていることから、同じ所得金額でも、 課税所得金額は住民税の方が所得税よりも大きくなります。

設されました(別表③参照)。 減額調整するための調整控除が創 いて人的控除の差による負担増を が変わらないように、住民税にお

したがって、住民税の税率を5%から10%に引き上げた場合 単純に所得税の税率を10%から5%に引き下げただけでは、税 負担が増えてしまうことになります。

このため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、 住民税の所得割額から一定の額を控除する調整控除が設けら れます。



住民税の課税所得金額が200万円以下の場合	次の1、2のいずれか少ない額の5%を控除 1、 人的控除額の差 の合計額 2、住民税の課税所得金額
住民税の課税所得金額が200万円超の場合	{人的控除額の差の合計額-(住民税の課税所得金額-200万円)}の5%を控除※この金額が2,500円未満の場合は2,500円を控除

※課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額をいいます。

別表④

定率減税の廃止 所得税額の 平成19年 10%相当額を控除 1月分から 廃止 (上限12.5万円) 個人住民税所得割額の 平成19年 6月分から 7.5%相当額を控除 廃止 (上限2万円)

ら廃止となりました。

止となりました(別表④参照)。 ましたが、平成19年6月分から廃 額(2万円を限度)が減額されてい 住民税では税額の7・5%相当

が廃止されました。

昭和15年1月2日以前に生ま

前年の合計所得金額が125

老年者非課税措置の廃止

定率減税の廃止

平成11年度から、景気対策のた

別表⑤

平成19年度分 600円 県民税 300円 均等割 1,000円 2,000円 市民税 税額の3分の税額の3分の

老年者非課税措置の廃止の経過措置

平成20年度分 1,000円 3,000円 個人住民税 減額なし 2を減額 1を減額 所得割 (税額の全額 (税額の3分の (税額の3分の を課税) 1を課税) 2を課税)

になり、平成20年度以降は全額負 3分の2を減額されていました 担になりました(別表⑤参照)。 が、平成19年度は3分の1の減額 経過措置として、平成18年度は

額(12・5万円を限度)が減額され

平成18年では所得税の10%相当

ていましたが、平成19年1月分か

れました。

最近の経済状況を踏まえて廃止さ して導入されていた定率減税が、 めに暫定的な税負担の軽減措置と

万円以下の人に対する非課税措置

多くの人の税額は増額となります。 定率減税および老年者非課税措置の廃止により

譲以外の主な変更点

e-Tax

申告も納税も パソコンで

■国税庁ホームページ 確定申告書等作成コーナ-

所得税の確定申告書は国税庁ホーム ページの「確定申告書等作成コーナー」で 作成することができます。また、作成し た申告書をプリントアウトしてそのまま 提出することができます。

e-Tax

e-Tax(イータックス)をご利用いただ くと、国税庁ホームページで作成した申 告書データに電子署名をして、そのまま 送信することができます。

1. 自宅やオフィスからインターネット を利用して申告ができます

所得税、法人税、消費税、酒税および 印紙税の申告ができます。また、「確定申 告書等作成コーナー」で作成したデータを 引き継いで利用することもできます。

2. ATMやインターネットバンキングな どを利用して納税ができます

金融機関の窓口に並ばずにすべての税 目の納税ができ、回数の多い手続きには 大変便利です(特に源泉所得税の毎月納付 分など)。

3. 申請・届け出ができます

青色中告の承認申請、納税地の異動届、 電子納税証明書の交付請求、法定調書の 提出ができます。

利用するには所定の手続きが必要です ので、国税庁のホームページの「e-Tax」 をご覧ください。

※くわしくは国税庁ホームページ (http://www.nta.go.jp/)または 成田税務署(☎28-5151)へ。

※税制改正についてくわしくは税務課(☎20-1513)へ。

住宅ローン減税

る人には税負担の変動が生じない るというような影響が生じます。 くなったり、 控除額が所得税から控除しきれな により所得税額が減少する結果 の制度でしたが、 しきれない額が大きくなったりす このため、すでに適用されてい 住宅ローン控除は、 税制改正前より控除 所得税率の改正 所得税だけ

> よう、 る住民税の減額措置を実施します 控除できた額と同等の負担減とす (別表⑥参照)。 改正前の所得税額において

それぞれ平成20年度分以後の住民税に適用されます。

ローン控除の減額措置が、また、

地震保険料控除が

税源移譲による税負担の変動が生じないよう住字

度

から

提出方法などくわしくは、 までの適用となります。 除します(平成20年度から28年度 額を翌年度の住民税所得割から控 について、今回の改正による影響 平成11年から18年までの入居者 申請書の

別表⑥

第お知らせします)。

税源移譲による住宅ローン減税への影響 税源移譲前 税源移譲後 所得税額 税源移譲 住民税住 による 所得税 宅ローン 控除額 控除前の所得税額 所得税住宅ローン減税額 減税額 控除前の住民税額 税源移譲の 住民税額 所得税納付額なし 所得税住 宅ローン減税額

別表(7)

地震保険料控除の概要

原則廃止されます。

控除対象額	限度額	適用時期
払込保険料の1/2	最高2万5千円	平成20年度分以後の 個人住民税について 適用

除するものです。(別表⑦参照)な を限度)を総所得金額などから控 で保険料の2分の1(2万5千円 失の額を補てんする保険契約など

既存の短期損害保険料控除は

適用できます(最大1万円。 合は合わせて最大2万5千円)。 に契約した長期損害保険について ただし、平成18年12月31日まで 従前どおり損害保険料控除を 地震保険料控除と併用する場

地震保険料控除の創設

既存の損害保険料控除を見直

した。

地震などの損害で生じた指

地震保険料控除が創設されま